

政令第 号

中小企業信用保険法施行令及び株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第一号及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第三号イの規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「金融・保険業（」の下に「クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）」、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）」、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）」を加える。

一 中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第一条第一項第四号

二 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）第三条第一項第四号

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

中小企業信用保険の付保及び株式会社日本政策金融公庫の貸付けの対象となる業種について、クレジット  
カード業・割賦金融業等を追加する必要があるからである。